

令和3年度
事業計画書

令和3年度大洲市社会福祉協議会事業計画

1 経営理念、基本方針及び重点目標

(1) 経営理念

大洲市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが助け合い、支え合いながら、住み慣れた地域で生きがいを持って、安心して暮らすことができる地域社会づくりを推進することを使命としている。この使命を達成するために、以下の理念に基づき事業を展開する。

- ① 地域住民及び福祉組織・自治会組織等関係者の協働による助け合い、支え合い体制の構築
- ② 誰もが安心して暮らすことができ、生きがいを持って生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③ 地域住民、福祉関係組織、自治会組織、その他関係団体との連携強化による地域生活課題の把握と先駆的・開拓的なサービス・活動の創出

(2) 基本方針

公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、以下の基本方針に基づき経営を行う。

- ① 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図る。
- ② 事業の展開にあたって、「連携・協働の場」(プラットフォーム)としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
- ③ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

(3) 重点目標

① 新型コロナウイルス感染症対策の充実

新型コロナウイルス感染症は、各種事業の中止や規模縮小、人の行動自粛などによって市民生活に多大な影響を与えている。このままでは「地域共生社会」の実現はおろか、地域福祉活動やコミュニティへの影響が懸念される。

このため、基本的な感染防止対策を徹底したうえで感染状況に応じた事業展

開を図るとともに、生活困窮相談や生活福祉資金の貸付業務が増加している状況に鑑み、相談支援体制を強化し、相談者に寄り添った支援を行う。

② 生活支援体制整備の推進

平成27年に介護保険法が改正され、「地域共生社会」の実現、すなわち支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、助け合い、支え合いながら地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる社会の実現に向けた取り組みが求められている。

このため、引き続き助け合い、支え合いの生活支援体制づくりに取り組むこととし、具体的には、第二層となる日常生活圏域単位での組織化を図るとともに、コーディネーターの設置を推進する。

③ 大洲市地域支え合いセンターにおけるきめ細やかな対応

平成30年7月豪雨災害に伴い設置・運営している「大洲市地域支え合いセンター」では、被災された約2500世帯を対象に生活再建に向けた支援活動を行ってきたが、未だ仮設住宅での生活を余儀なくされている約70世帯を含め、支援が必要な世帯が約250世帯あるため、関係機関・団体等と連携を図りながら支援活動を継続する。

特に、今年秋にはすべての災害公営住宅が完成する見込みであることから、当センターでの支援活動は最終年度と位置づけ、当該住宅入居後のコミュニティづくりや被災者の自立に向けた支援活動を展開する。

④ 働き方改革に向けた適切な対応

長時間労働の是正や労働者間の待遇格差解消などを柱とした「働き方改革関連法」が平成30年7月に公布され、順次施行されたことに伴い、法令に則した適切な対応に努めるとともに、職員の資質向上や福祉人材の育成を図りながら健全経営に努める。

2 事業実施項目

(1) 総務福祉（法人経営）部門

適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な企画や各部門間の調整等を行う社協事業全体のマネジメント業務にあたる。

- ① 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び監事監査の開催
- ② 企画運営委員会、まごころ銀行運営委員会及び基金管理運営委員会の開催
- ③ 大洲市社会福祉大会の開催
- ④ 愛媛県社会福祉大会への参加
- ⑤ 安全衛生委員会の開催
- ⑥ 職員転換試験の実施
- ⑦ 勤務評価の実施
- ⑧ ひめボスの推進（働きやすく働きがいのある職場環境整備）
- ⑨ 職員研修の実施
- ⑩ 同一労働同一賃金への対応
- ⑪ 感染症対策の徹底
- ⑫ 会報「社協だより」の発行
- ⑬ ホームページ・ツイッター・フェイスブック等による情報発信と提供
- ⑭ 大洲市総合福祉センターの指定管理運営

(2) 地域福祉（地域福祉活動推進及び相談支援・権利擁護）部門

《地域福祉活動推進関係》

地域住民や多様な組織・関係者の連携・協働による地域生活課題の解決や地域づくりに向けた取り組みの支援、福祉教育・ボランティア活動を通じた地域住民の主体形成、地域の組織・関係者の協働を促進する、地域福祉推進の中核的な役割を果たす。

- ① 地区福祉懇談会の開催
- ② 地区社協会長連絡会の開催
- ③ 大洲市地域福祉基金運用事業（大洲市サロン運営事業）の受託（市）
- ④ 大洲市生活支援・介護予防サービス基盤整備事業（生活支援体制整備事業）の受託（市）※推進体制の拡充・強化
- ⑤ 大洲市在宅福祉サービス事業の受託（市）
 - 在宅福祉推進員の設置
 - 新介護キップ制度の推進
- ⑥ 大洲市点訳奉仕員等養成事業の受託（市）

- 手話奉仕員養成講座
- 要約筆記奉仕員養成講座
- 点訳奉仕員養成講座
- 音声訳奉仕員養成講座
- 傾聴ボランティア養成講座
- ⑦ 福祉体験機材の貸出
- ⑧ ワークキャンプ事業の開催
- ⑨ 福祉ボランティア研修会（地域福祉研修会）の開催
- ⑩ 大洲市地域支え合いセンター設置・運営事業の受託（市）
- ⑪ 社協会員制度の推進
- ⑫ まごころ銀行運動の推進
- ⑬ 地区社協地域福祉活動への助成
 - ふれあい食事サービス
 - 独居高齢者のつどい
 - 独居高齢者料理教室
 - 在宅介護者のつどい
- ⑭ 共同募金運動の推進

《相談支援・権利擁護関係》

地域住民のあらゆる地域生活課題を受け止め、地域での生活支援に向けた相談・支援活動、権利擁護支援、情報提供・連絡調整を行う。

- ① 大洲市生活困窮者自立相談支援事業（大洲市くらしの相談支援センター）の受託（市）
- ② 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の受託（県社協）
- ③ 大洲市成年後見制度利用促進準備会への参画
- ④ 生活福祉資金貸付事業の受託（県社協）
 - 生活福祉資金相談体制整備事業事務
 - 生活福祉資金貸付推進事務
 - 臨時特例つなぎ資金貸付事務
- ⑤ 大洲市地域包括支援センター窓口（在宅介護支援センター）業務の受託（市）
- ⑥ 食料品等緊急一時生活支援事業の実施
- ⑦ 福祉機器貸出事業の実施
- ⑧ 大洲市外出支援サービス事業の受託（市）
- ⑨ 大洲市独居高齢者世帯等緊急通報装置保守管理事業の受託（市）
- ⑩ 大洲市心配ごと相談所設置事業の受託（市）
- ⑪ 大洲市点字広報等発行事業の受託（市）

(3) 在宅福祉（介護保険・障害福祉サービス）部門

介護保険サービスや障害福祉サービス、行政からの委託・補助で行うその他のサービスを提供する。

- ① 居宅介護支援事業所の運営（東大洲・長浜・肱川）
- ② 訪問（居宅）介護事業所の運営（東大洲・長浜・肱川）
- ③ 訪問入浴介護事業所の運営（東大洲）
- ④ 通所介護事業所の運営（若宮※・東大洲・長浜） ※若宮は地域密着型
- ⑤ 地域活動支援センターの運営（東大洲）
- ⑥ えひめ福祉支援ネットワーク（E-WEL ネット）への登録と協力
- ⑦ 大洲市軽度生活援助事業の受託（市）
- ⑧ 大洲市障害者軽度生活援助事業の受託（市）